

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 企画課(06-6469-7935)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	卸売業者の財産又は業務若しくは会計に関する改善措置命令
概要	中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の財産又は業務若しくは会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第68条第1項及び第2項（昭和46年条例第40号） 中央卸売市場業務条例施行規則第58条第1項、第2項及び第3項（昭和47年規則第7号） 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第59条第1項、第2項及び第3項（昭和47年規則第8号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎卸売業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、財産に関し改善措置を命じることがあります。 (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下回ったとき (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下回ったとき (3) 連続する3以上の事業年度にわたり経常損失が生じたとき ◎中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、卸売の業務の方法又は会計処理に関し必要な改善措置をとるべき旨を命じることがあります。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	—